

令和2年2月定例会 予算特別委員会（第1分科会）資料 ＜産業経済局＞

令和2年度当初予算概要（産業経済局所管分）

一般会計

(単位：千円)

議案番号	区 分	令和2年度 当初予算案	令和元年度 当初予算額	増 減	増 減 率
1	6款 労働 費	350,662	314,457	36,205	11.5%
	7款 農林水産業費	2,234,224	1,895,969	338,255	17.8%
	8款 産業経済費	52,209,271	53,181,951	▲ 972,680	▲ 1.8%
	中小企業融資除く	12,639,271	13,511,951	▲ 872,680	▲ 6.5%
	中小企業融資、商品券、 ミュージアム除く	12,558,071	11,360,500	1,197,571	10.5%
	14款 災害復旧費	791	960	▲ 169	▲ 17.6%
合 計		54,794,948	55,393,337	▲ 598,389	▲ 1.1%
	中小企業融資、商品券、 ミュージアム除く	15,143,748	13,571,886	1,571,862	11.6%

【前年度より予算減少した主な事業】

- ・ 中小企業融資 ▲ 1億円
- ・ プレミアム商品券(国) ▲ 17億1千万円
- ・ 関門海峡ミュージアムリニューアル ▲ 3億6千万円

特別会計

(単位：千円)

議案番号	区 分	令和2年度 当初予算案	令和元年度 当初予算額	増 減	増 減 率
4	卸 売 市 場	771,100	641,300	129,800	20.2%
5	渡 船	382,900	378,500	4,400	1.2%
11	土 地 取 得	448	444	4	0.9%
14	産業用地整備	1,242,500	716,100	526,400	73.5%
15	漁業集落排水	37,800	38,100	▲ 300	▲ 0.8%
合 計		2,434,748	1,774,444	660,304	37.2%

産業経済局 合計	57,229,696	57,167,781	61,915	0.1%
----------	------------	------------	--------	------

議案第44号 北九州市中央卸売市場条例について

(令和2年2月 北九州市議会定例会議案 P129～246)

1 提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、北九州市中央卸売市場に係る同法第4条第4項各号に掲げる事項(市場の業務の方法及び取引参加者が遵守すべき事項)並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、関係規定を改めるもの。

2 条例の構成内容

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者(第10条—第20条)

第2節 仲卸業者(第21条—第28条)

第3節 売買参加者(第29条—第31条)

第4節 関連事業者(第32条—第36条)

第3章 売買取引及び決済の方法(第27条—第59条)

第4章 生鮮食料品等の品質管理(第60条)

第5章 市場施設の使用(第61条—第68条)

第6章 監督(第69条—第72条)

第7章 雑則(第73条—第78条)

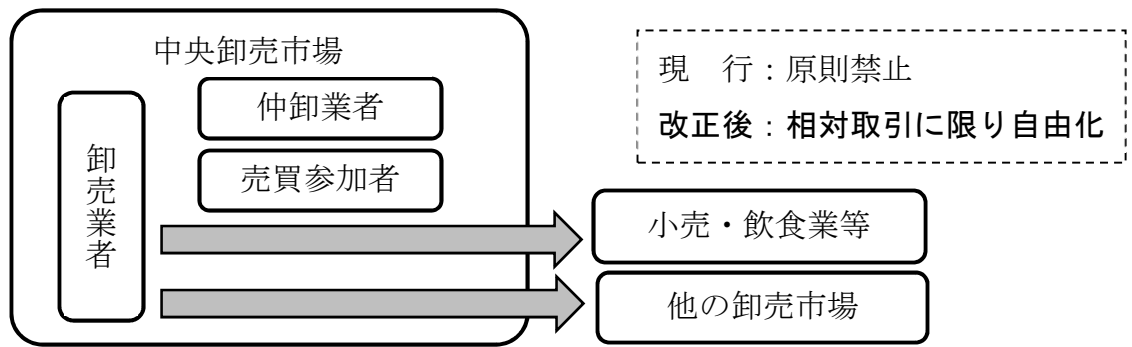
3 条例改正の主な内容

(1) 取引ルールの変更

次の①から③の取引については、規制を緩和又は廃止するもの。

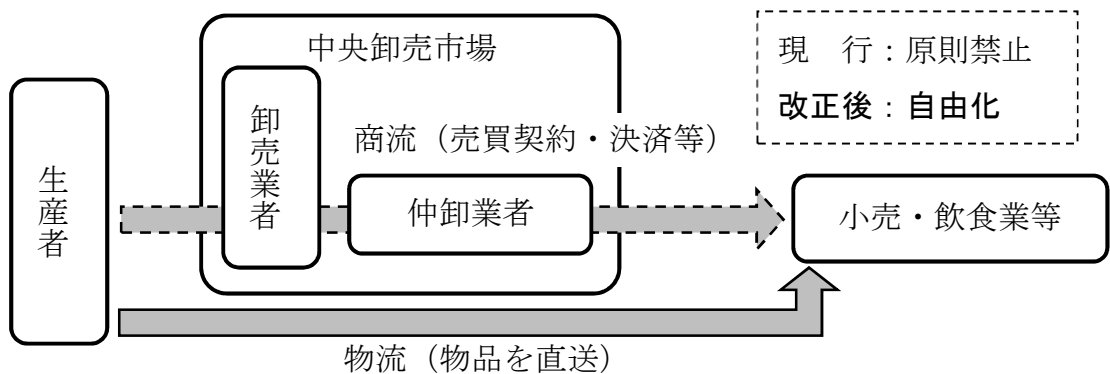
① 第三者販売(第40条関係)

卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売は、相対取引によるものに行うことができるものとし、卸売業者は、当該卸売を行ったときは、市長に報告するものとする。



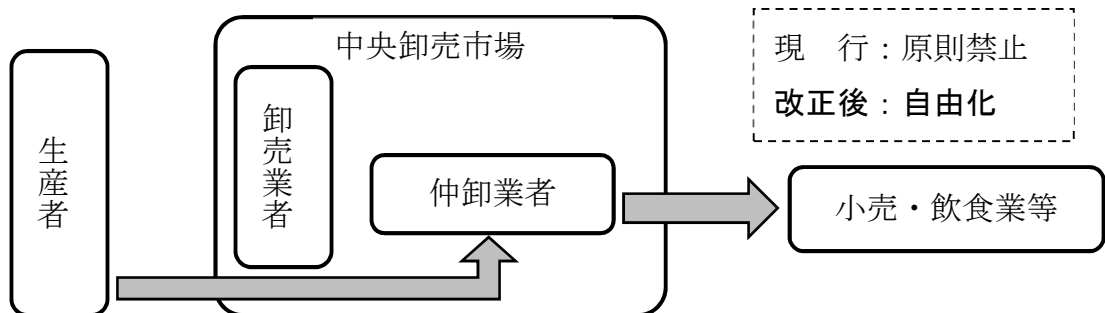
② 商物分離取引（第41条関係）

卸売業者による市場外にある生鮮食料品等の卸売は規制を廃止し、卸売業者は、当該卸売を行ったときは、市長に報告するものとする。



③ 仲卸の直荷引き（第47条関係）

仲卸業者による卸売業者以外から買い入れた生鮮食料品等の市場内での販売は規制を廃止し、仲卸業者は、当該販売を行ったときは、市長に報告するものとする。



(2) 業務に係る許可等（第10条、第21条、第29条及び第32条関係）

卸売業者は、農林水産大臣から卸売業務の許可を受けるものから、市長から許可を受けるものとする。

4 施行期日

令和2年6月21日（改正法の施行期日と同日）

議案第45号 北九州市公設地方卸売市場条例について

(令和2年2月 北九州市議会定例会議案 P247～347)

1 提案理由

卸売市場法の一部改正に伴い、北九州市公設地方卸売市場に係る同法第13条第4項各号に掲げる事項(市場の業務の方法及び取引参加者が遵守すべき事項)並びに市場の設置及びその管理に関する事項、市場施設の使用等について定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその生産及び流通の円滑化を図り、もって市民等の生活の安定に資するため、関係規定を改めるもの。

2 条例の構成内容

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 市場関係事業者

第1節 卸売業者(第10条—第20条)

第2節 仲卸業者(第21条—第28条)

第3節 売買参加者(第29条—第31条)

第3章 売買取引及び決済の方法(第32条—第51条)

第4章 生鮮食料品等の品質管理(第52条)

第5章 市場施設の使用(第53条—第60条)

第6章 監督(第61条—第64条)

第7章 雑則(第65条—第70条)

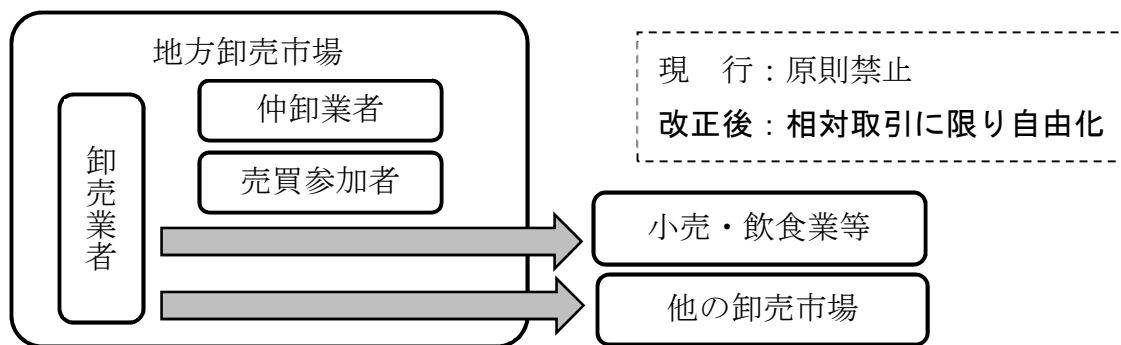
3 条例改正の主な内容

(1) 取引ルールの変更

次の①から③の取引については、規制を緩和又は廃止するもの。

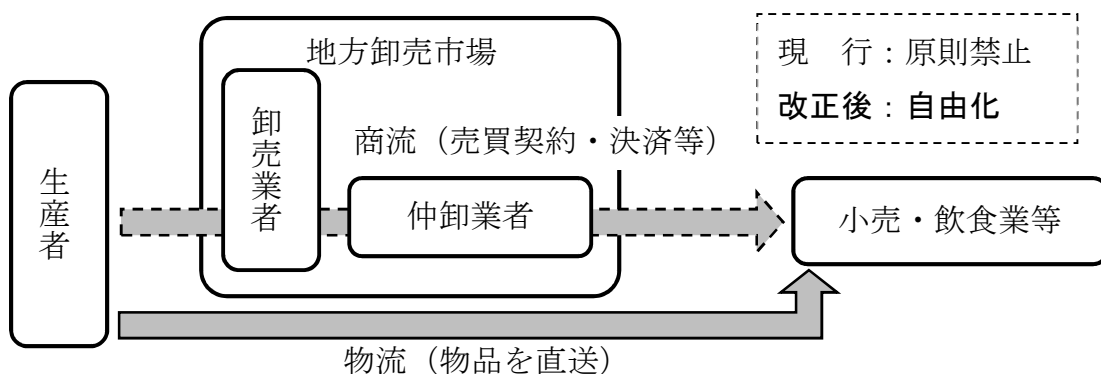
① 第三者販売(第35条関係)

卸売業者による仲卸業者及び売買参加者以外の者への卸売については、相対取引によるものに行うことができるものとし、卸売業者は、当該卸売を行ったときは、市長に報告するものとする。また、卸売業者は、仲卸業者等の業務に配慮するとともに、市場取引の秩序保持に努めるものとする。



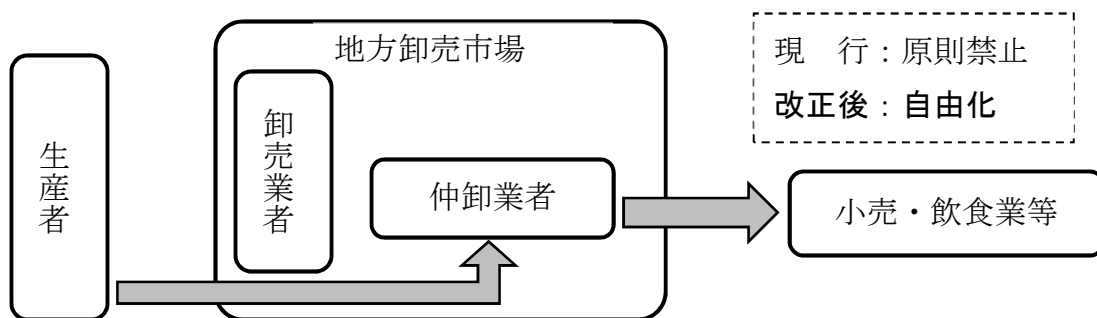
② 商物分離取引（第36条関係）

卸売業者による市場外にある生鮮食料品等の卸売については、規制を廃止し、卸売業者は、当該卸売を行ったときは、市長に報告するものとする。



③ 仲卸の直荷引き（第41条関係）

仲卸業者による卸売業者以外から買い入れた生鮮食料品等の市場内での販売は規制を廃止し、仲卸業者は、当該販売を行ったときは、市長に報告するものとする。



(2) 業務に係る許可等（第10条、第21条及び第29条関係）

卸売業者は、福岡県知事から卸売業務の許可を受けるものから、市長から許可を受けるものとする。仲卸業者は、中央卸売市場に準じて市長の承認を受けるものから許可を受けるものとする。

4 施行期日

令和2年6月21日（改正法の施行期日と同日）